

## 「多可町中小事業者事業継続支援金交付」に関するQ&A

### 【対象事業者について】

Q1 対象となる「多可町内において事業所等を有し、事業を実施している」とは？

- ・多可町内に事業所・事務所（自宅・店舗を含む。）などの事業拠点を有し、継続的に事業活動をしている者をいいます。
- ・主たる事業所等が町外であっても、町内に事務拠点があれば対象となります。（申請書には、町内の事業所等の名称を記入してください。）
- ・町外から町内に事業活動で訪問・滞在する場合は含みません。
- ・多可町に在住している事業者でも町外に事業拠点を有している場合は、対象外です。

Q2 対象となる「中小事業者」とは？

- ・中小企業基本法第2条第1項各号に規定する次のいずれかに該当する「中小企業者」のほか、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する「中小企業団体」です。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する従業員
製造業・建設業・運輸業 以下の業種を除くその他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

- ・中小企業者に該当しない会社以外の法人（医療法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人、任意団体など）、医師や農業収入を主たる収入としない農家（全収入の50%未満）は対象外です。

Q3 10万円支給の「小規模事業者」と、20万円支給の「中小事業者」の区分は？

- ・常時雇用する従業員数で判断します。「小規模事業者」は、中小企業基本法第2条第5項に規定する次のいずれかに該当する事業者で、それ以外は中小事業者となります。

業 種	常時雇用する従業員
製造業・建設業・運輸業・以下の業種を除くその他の業種	20人以下
商業（卸売業・小売業・飲食業）・サービス業	5人以下

- ・「中小事業者」に該当する場合は、【法人】は、法人事業概況説明書（4 期末従業員等の状況）写し、【個人事業主】は、従業員名簿（氏名、住所、常時労働者・短時間労働者・家族従業員の区分を記載）を提出してください。

Q4 「常時雇用する従業員」にはどういった人が該当するのか？

- ・正社員・パート・アルバイトなど名称にかかわらず、期間の定めなく雇用されている人、または雇用契約期間が定められている場合でも反復して更新されている人です。
- ・従業員には、事業主本人、役員、家族従業員は含みません。
- ・1事業者の事業全体の従業員であるため、町内のほか、町外の事業所の従業員も含みます。
- ・雇用契約がない場合は、出向・派遣元事業者の従業員となるため、従業員に該当しません。

Q5 業種の分類はどのように判断すればいいか？

- ・業種は総務省が所管する日本標準産業分類を参照してください。（国の統計調査で回答していただいた内容を参考にさせていただいても構いません。）

- ・業種が不明な場合は、事業の内容・形態をわかりやすく記入してください。
- ・複数の業種を行っている場合は、売上の一番大きな業種としてください。

Q6 国の「持続化給付金」の申請をしている場合は？（対象となる場合は？）

- ・この交付金は、**国・県の支援金の対象（前年同月比で売上50%以上減少）とならない事業者を町独自で支援するものです。今年1月から売上減少対象月（4月、5月、6月、7月、8月、9月のいずれかの月）までのいずれかの月において前年同月比で売上が50%以上減少している場合は、対象外となりますので、国の持続化給付金（休業等対象事業者については、県の休業要請事業者継続支援金）の申請をしてください。**

※国・県の支援金の申請手続については、ホームページをご覧ください。

- ・**これら国・県の支援金の申請を既に行っている、または町の交付金の売上対象月よりも以前の月を対象月として国・県の支援金を給付していることが判明した場合は、申請書裏面の誓約に基づき、町の交付金は返還していただきます。**

<参考>

- ・国「持続化給付金」 中小法人等 200万円、個人事業主 100万円（上限）
- ・県「休業要請事業者継続支援金」 中小法人 100万円、個人事業主 50万円（上限）

Q7 廃業を決定している、今後事業継続が難しい場合は、申請できないのか？

- ・事業の継続支援を目的とする交付金のため、廃業を決定している場合は、対象となりません。
- ・申請時点において事業継続の意思はあったものの、その後やむを得ず廃業や第三者に事業承継した場合などにおいては、交付金の返還を行う必要はありません。

【助成金について】

Q8 町内に複数の事業所（店舗）がある場合、複数の申請は可能か？

- ・複数の事業所がある場合でも、1事業者としての申請になります。
- ・売上については、1事業者の事業全体（町内・町外の事業所を含む。）で計算してください。

Q9 この交付金の税務上の取扱いはどうなるのか？

- ・売上の減少により、事業継続に必要な支援（事業継続に必要な経費の補てん）として交付するため、課税対象になると考えられます。詳しくは税理士や税務署にお問合せください。

【申請について】

Q10 売上減少の対象となる月とは？

- ・今年の4月・5月・6月・7月・8月・9月のいずれかのひと月（任意で選択）となりますが、月間（月の初日から月の末日）の売上を対象とします。

Q11 申請に必要な添付書類はどのようなものか？

提出書類	提出に必要な書類
交付申請書兼請求書	様式第1号 ※多可町商工会のホームページからダウンロード可能
町内の事務所等での事業実態がわかるもの	【法人】登記事項証明書の写し、法人事業概況説明書の写し など 【個人事業主】開業届の写し、確定申告書の写し、 など

<p>令和2年4月～9月の いずれかの月の売上が わかるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和2年〇月（4月・5月・6月・7月・8月・9月のいずれかの月）の売上」などが記載されている売上台帳・帳簿の写し</li> <li>・売上台帳・帳簿には、経理ソフトから抽出した売上データ、エクセル等で作成した売上データ、手書きの売上げ台帳などが該当します。</li> </ul>
<p>上記に対応した前年同月の 売上がわかるもの</p>	<p>【法人】直近確定申告書別表1、法人事業概況説明書（2枚（両面））</p> <p>【個人事業主】2019年の確定申告書第一表（青色・白色申告共通）、所得税青色申告決算書（2枚・青色申告のみ）</p> <p>※税務署の收受日付印が押印（税務署におけるe-Taxにより申告した場合は、受付日付が印字）されていること、e-Taxにより申告の場合は「受信通知」を添付することが必要です。</p> <p>※白色申告の場合、収入金額等の営業に記載の金額を12月で除した額を前年同月の売上とみなします。</p>
	<p>&lt;開業1年未満の場合&gt;</p> <p>売上減少対象月の直近2か月の売上台帳・帳簿の写しを提出</p> <p>（例）令和2年4月を対象月とする場合、令和2年2月と3月の売上を示すもの。（2か月の売上平均額と比較します。）</p>
<p>振込先口座がわかるもの</p>	<p>金融機関名・支店名（支店番号）・口座種別・口座番号・名義人（漢字等とフリガナ）が確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者名義の通帳の見開きページの写し</li> <li>・キャッシュカードの写し</li> <li>・電子通帳の画面のコピー など</li> </ul> <p>※法人の場合は法人名義、個人事業主の場合は申請者名義となります。</p> <p>※商工会員の場合、商工会費の振替口座に入金を希望されます方は、振込先を省略していただいて結構です。（但し、申請者本人名義の口座に限る。）</p>
<p>従業員数がわかるもの ※中小事業者のみ必要</p>	<p>【法人】法人事業概況説明書</p> <p>【個人事業主】従業員名簿 （氏名、住所、常時労働者・短時間労働者・家族従業員の区分を記載）</p>
<p>本人確認書類 ※個人事業主のみ必要</p>	<p>運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し</p>

Q12 交付金の口座振込はいつになるのか？

- ・申請書受理後に審査を行い、10日から2週間を目途に指定口座に振り込みます。